

# 総務委員会視察報告書

【視察日】 令和7年10月23日（木）～10月24日（金）

【視察委員】 深津寧子委員長、大石保幸副委員長、さとうまりこ委員、寺田亜記子委員  
増田克彦委員、多田晃委員、山根一委員

【視察先】 （1）千葉県千葉市 （2）神奈川県相模原市

調査事項 令和7年10月23日（木） 千葉県千葉市 千葉市スマートシティ推進ビジョンについて

## ①市の概要

【人口（令和7年10月現在）：987,361人】【面積：271.76km<sup>2</sup>】  
千葉市は首都圏の中核都市として利便性が高く、人工海浜や田園など自然と都市機能が調和している。1992年に政令指定都市となり、鉄道・高速道路が集まる交通の要衝として発展してきた。人口は安定的に増加し、通勤先が市内である割合は59.0%、昼夜間人口比率は98.1%と高く、自立性の高い都市構造が特徴である。歴史的には1126年の千葉開府に始まり、加曾利貝塚など豊かな文化資源を有し、2026年に開府900年を迎える。



## ②取り組みの経緯・内容

千葉市では、急速に進む社会構造の変化や都市課題の複雑化に対応するため、「技術より人に寄り添うスマートシティ」を基本理念として掲げ、市民の生活実感に基づくデジタル活用を推進している。スマートシティ推進ビジョンは、分野横断的な行政サービスを再編し、市民の利便性向上と都市の持続可能性を両立させることを目的に策定された。

都市の多様な課題を把握するために、健康・福祉、移動、子育て、防災、行政手続などの領域でデジタル技術を「目的化せず、課題解決の手段として」活用する姿勢が明確である。また、民間企業・大学・地域団体などとの多様な連携により、新技術の実証やデータ連携基盤の整備が進められている。

市民参加についても重視しており、検討段階から意見を聞く仕組みを設け、利用者視点での改善を継続的に行っている。

## ③課題

個別プロジェクトが増える一方で、市全体としての横断的な連携や統一的な方向性を示すことが難しく、成果を市民の実感につなげる仕組み。ビジョン策定や実証事業の段階で市民の関与が十分とはいえ、スマートシティの目的や効果がどこまで市民に共有されているか検証が必要。さらに、実証を単発で終わらせず、地域や民間が自走できる継続的な仕組みに発展させること、デジタルに不慣れな層への支援、市民のデジタル格差への対応、人材育成や庁内体制強化など、基盤づくりも大きな課題である。

## ④本市に反映できると思われる点・意見

スマートシティを進めるにあたっては、デジタル技術の導入を目的とせず、市民の生活課題を起点として施策を再構築する視点が本市においても有効と考えられる。また、健康・移動・防災などの分野を横断的に整理し、行政サービスを連動して捉える考え方は、本市がまちの将来像を共有していくうえで参考となる。

さらに、大学・企業・市民との継続的な協働体制を構築し、多様な知見を取り込みながら課題解決を図る仕組みは、行政単独では対応しにくい分野において、本市でも導入を検討し得る視点である。計画段階から市民参加を組み込む手法や、市民協働ツールの活用についても、協働によるまちづくりを進めるうえで、本市の施策に資する点が多い。

また、都市の歴史や地域資源を整理し、市民の愛着や誇りの醸成につなげていく取り組みは、本市における地域らしさを活かした価値形成において可能性がある。

## **調査事項** 令和7年10月24日（金） 神奈川県相模原市

### さがみはらみんなのシビックプライド条例について

#### ① 市の概要

【人口（令和7年10月現在）：721,801人】【面積：328.91km<sup>2</sup>】  
相模原市は神奈川県北部に位置する人口約72万人の政令指定都市で、鉄道・幹線道路により首都圏とのアクセスに優れる一方、相模川流域など豊かな自然環境も有している。市内には大学や研究機関が集積し、JAXAキャンパスを核とした科学技術分野が特色である。転入・転出が多く地域への帰属意識が課題とされ、自治会加入率の低下も背景に地域コミュニティの維持・活性化が重要な行政課題となっている。



#### ② 取り組みの経緯・内容

相模原市では、都市規模に比して地域の一体感が育ちにくいという課題認識のもと、市民がまちに誇りや愛着を持てるようにすることを目的として取り組みを進めてきた。2017年の民間調査でシビックプライドが151自治体中149位と低い結果となったことを受け、市は有識者や市民による検討委員会を設置し議論を重ね、令和3年4月に全国初となる「さがみはらみんなのシビックプライド条例」を施行した。条例は、市民だけでなく市内で働く人や学ぶ人など、市と関わるすべての人を対象とし、強制せず平易な言葉で構成した理念条例である点が特徴である。

さらに、令和5年3月には令和5～9年度を計画期間とする「シビックプライド向上計画」を策定し、①継続居住促進、②認知度向上、③転入促進の三つを目標に、若年層への発信強化、市民参加制度、SNSやノベルティ活用、教育現場との連携など、多様な手法による取り組みを進めている。

#### ③ 課題

条例は理念型であるため、多様な主体が自主的に関わり続けるための動機づけや、取組を可視化する仕組みの整備が課題とされる。特に転入・転出が多い都市特性から、若年層を含む幅広い層へ継続的に浸透させる仕組みや、地域コミュニティとの連動を強めることが求められている。

#### ④ 本市に反映できると思われる点・意見

相模原市の取組では、市民・企業・学校など多様な主体がまちに関わり、地域への愛着や誇りを育てる仕組みを行政施策として位置づけている点が特徴であり、市民参加や協働の基盤を整備するうえで参考となる。理念条例として強制せず、平易で分かりやすい言葉で示した点は、多様な主体が自主的に参画しやすい環境づくりとして意義がある。

また、若年層や転入者など、地域とのつながりが弱くなりやすい層に向けた明確なアプローチを行っていることは、本市における地域コミュニティの課題と親和性が高く、施策検討に資する視点である。さらに、学校教育との連携、市民参加制度、SNS など多様な媒体を活用して魅力を可視化し共有していく手法は、市の価値を市民とともに育てていく取り組みとして可能性がある。